

川路浄化センターPPA方式による太陽光発電設備導入業務 質問に対する第1次回答

No.	質問内容	回答案
1	<p>実施要領1 「実働機関等に電力を供給する」のイメージを示してほしい。</p>	<p>非常用コンセントなどにより供給することを想定しております。 電動車等への供給も想定され得ることから、企画提案においてそうした想定をされる場合には、EV充電口やEV充電器を接続できる200Vでの取り出しも想定いただければと存じます。 また、非常用電源の取り出し箇所についても、供給を想定する箇所への配線経路も想定いただければと存じます。</p>
2	<p>実施要領12(1)ア 補助金の交付が受けられる設備の導入に関わる費用は企画提案書のどの部分で記載すべきか。 また、設備の導入に関わる費用の見積書は提出が必要か。</p>	<p>補助金の交付対象事業費については、提出書類チェックリストにおけるア(キ)の「毎年の収支計画が分かる資金計画表」の中で、またはその追加添付書類の中で、お示ください。</p>
3	<p>実施要領12(1)イ 施設・設備系統別設備構成計画書(様式第3号の2)は「オンサイトPPA設備」と「オフサイトPPA設備」のそれぞれに提出が必要か。</p>	<p>貴見のとおりです。 複数方式の設備を組み合わせる提案にあたっては、それぞれの設備方式について作成してください。</p>
4	<p>仕様書2(1) 70台以上駐車可能な設備とすることとされているが、台数算定の区画寸法(例:2.5×5.0m等)、通路幅、転回スペースなど、市としての基準・想定はあるか。</p>	<p>必要となる設置出力、ソーラーカーポートの型式(太陽光発電パネルの寸法、支柱の間隔)などの事情が影響することから、本業務として一律の基準を示すものではありませんが、駐車場を使用する際の利便性が著しく損なわれるものではないようご配慮いただければと存じます。 また、長野県福祉のまちづくり条例において、車いす利用者用駐車施設の整備基準が定められているため、ご考慮ください。</p>
5	<p>仕様書3(1) パネル、PCS、カーポートの型式等の指定はあるか。</p>	<p>仕様書及び国交付要綱(特に実施要綱別紙1の太陽光発電設備の項の交付要件につきご留意ください。)に適合するものであれば、特に指定はありません。</p>
6	<p>仕様書3(1) 火災保険等本業務において必要な保険の付保は事業者が行うという認識でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。 PPA事業の実施に伴い生じる責任は事業者が負うこととなりますので、火災に対する保険については事業者において措置いただきます。</p>
7	<p>仕様書3(1) オンサイトPPA余剰売電の場合、浄化センターの自家消費率50%以下(余剰売電50%超)となっても構わないか。</p>	<p>貴見のとおりです。 仕様書6(3)のとおり、余剰電力を市が指定する小売電気事業者に対して市が指定する単価で販売する場合には、小売電気事業者において実施要綱別紙1の2.ア(ア)の交付要件のうちg(c)を満たすよう地域内に供給することから、PPA事業を実施する事業者において同交付要件のg(a)を満たす必要はありません。</p>
8	<p>仕様書3(2)キ 「飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金の交付を受けた場合は、交付を受けない場合と比べて、少なくとも補助金額のうち10分の9に相当する金額が、契約期間を通じて控除されることが明らかであるものとする。」とは、具体的にどういったことが必要なのか。</p>	<p>国交付要綱において、補助金相当額は、原則として、(事業者の利益分としてではなく)需要家における負担額から控除されるものとするよう定められております。 この例外として、県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金相当額の90%まで引き下げられていることから、これによるものです。 企画提案においては、需要施設側のPPAによる想定年間支払額の契約期間における合計について、補助金が交付されなかった場合と交付された場合でどの程度の差額が生じるのかを示していただく必要があるものと存じます。 また、補助金が交付されなかった場合と交付された場合のkWh単価についても示していただく必要があるものと存じます。</p>
9	<p>仕様書4 当該地の埋設物等の状況は開示できるか。</p>	<p>実施場所は、昭和60年度から平成14年度にかけて「川路・竜丘・龍江地区治水対策事業」により天竜川の計画工水位までの盛土工が施工されています。 埋設物はないものと思料します。</p>

川路浄化センターPPA方式による太陽光発電設備導入業務 質問に対する第1次回答

No.	質問内容	回答案
10	<p>仕様書4 カーポート設置個所の地盤調査結果(N値)は市から提供されるか。</p>	<p>実施場所は、昭和60年度から平成14年度にかけて「川路・竜丘・龍江地区治水対策事業」により天竜川の計画高水位までの盛土工が施工されています。 ソーラーカーポートの設置にあたって、標準的な基礎の設置に十分な剛性・支持度が確保されているものと思料されますが、設置にあたっては地盤調査を実施いただくことを推奨しますので、調査費用についても資金計画に盛り込んでください。</p>
11	<p>仕様書4 今回の工事にあたり開発許可の申請は必要か。</p>	<p>都市計画法第29条の開発許可に該当するかは、企画提案の内容によるものと思料します。 開発許可の要件に該当する場合には、PPA事業を実施する事業者による開発許可の申請をしてください。 なお、この場合に必要となる資料のうち市が所有するものについては、市が提供に協力することを前提としていただいております。</p>
12	<p>仕様書4 当該地には特に排水設備等はないが、事業者は特に対応する必要がないか。</p>	<p>建築基準法、都市計画法、飯田市土地利用調整条例等の法令条規に基づき必要となる施設は、全てPPA事業を実施する事業者の負担において設置してください。 例として、建築物の建築面積が500平方メートルを超える場合は、飯田市土地利用調整条例における特定開発事業等に該当するため、基準を満たす排水処理となるよう必要な措置を講じることとなります。</p> <p><参考>飯田市の総合的土地利用計画 届出が必要となる行為 https://www.city.iida.lg.jp/site/tochi/todokede-koui.html 行為に対する基準 https://www.city.iida.lg.jp/site/tochi/koui-kijunn.html</p>
13	<p>仕様書4 雨水の処理が必要な場合、工事費等は補助対象に入るか。</p>	<p>設備を稼働させるために不可欠な付帯設備は、最小限度のものである限り、交付対象事業費に含まれます。</p>
14	<p>仕様書4(2)キ 既存の太陽光発電設備の発電電力量を計量できる設備構成とあるが、その既設太陽光発電設備の計量方法や既存計量器の仕様はどうか。 また、事業者が新たに設置すべき計量器はあるか。</p>	<p>既存太陽光発電設備の発電電力量の計量は、計量器を目視確認のうえ記録しています。 オンサイトPPA事業の実施にあたり必要な計量器は、事業者の負担で設置していただきます。 また、計量器も含め、施設側の自家用電気工作物に該当することとなるものについては、設置後、市に譲渡していただきます。 なお、計量器のうち、事業者の電気工作物に該当するものについては、川路浄化センター内制御盤への設置はできません。</p>
15	<p>仕様書4(2)キ 既設太陽光発電設備は運用開始から20年以上が経過しており、メーカーの三菱電機は太陽光パネルの製造を終了していることから、今後故障した場合に修理ができないため、近い将来使用できなくなると思われる。 既設太陽光発電設備の運用終了や撤去を想定しているか、運転を継続する場合に既存太陽光発電設備の表示ユニットに反映する必要があるか。</p>	<p>ご指摘のとおり、今後運用の終了が見込まれる既存の太陽光発電設備を撤去し、複雑な設備構成を避けることで、事業費の削減や運用上のリスク低減などを図ることが想定されます。 既設太陽光発電設備の運用を終了することも想定されますので、企画提案において考慮願えればと存じます。 この場合は、既存の太陽光発電設備の扱い(市において別途撤去をする必要があるか、今回併せて撤去作業を行うか)についても明示いただけますとありがたく存じます。 本事業において、既存の太陽光発電設備で発電した電力量を表示する必要はありません。 なお、新たに設置していただく表示モニターは、地域住民や来場者が見やすい場所であって、ソーラーカーポートに近接した場所への設置が望ましいことから、原則として野外への設置を想定しております。 また、看板についても、多くの目に触れるよう、見やすいように設置していただきたいですが、具体的な方向などの指定はしませんので、日射による劣化、防眩などを考慮してご提案ください。</p>

川路浄化センターPPA方式による太陽光発電設備導入業務 質問に対する第1次回答

No.	質問内容	回答案
16	<p>仕様書4(2)キ、シ 既設の表示モニターはそのまま、新たに今回のPVの発電状況が把握できるものを用意するという形でよいか。その際、オンサイトPPAによる場合にあっては、既存の太陽光発電設備で発電した電力量は、表示しなくてよいか。</p>	<p>15において一括して回答しました。</p>
17	<p>仕様書4(2)シ 発電状況表示モニターは屋外設置になるか。また、看板の設置場所、方向等については指定があるか。</p>	<p>15において一括して回答しました。</p>
18	<p>仕様書4(2)シ 「運転状況については、インターネットを活用してブラウザ等で閲覧する方法で代替することを妨げない。」とあるが、インターネットを活用する際、浄化センターのネット環境を利用できるか。</p>	<p>川路浄化センターにはインターネット環境がありませんので、インターネット接続環境については事業者の負担で確保いただく必要があります。</p>
19	<p>仕様書4(2)コ 非常時に使用するコンセントは太陽光発電時のみの使用で問題ないか、あるいは蓄電池を設置して夜間も使用する必要があるか。</p>	<p>太陽光発電時のみの想定で構いません。</p>
20	<p>仕様書4(2)コ 非常時は発電機で電力を賄うため、特定負荷に電力を供給したり、非常時に浄化センターに電力の供給は必要ないと理解した。災害時において下水道施設の機能確保及び早期復旧に用いる電源とすることが難しくなりそうだが、どうか。</p>	<p>仕様書4(2)コの規定は、オンサイトPPA又はオフサイトPPAいずれかの設備から、非常時に、いずれかの設備から何らかの形で電力供給ができるものであれば構わない趣旨です。ただし、オンサイトPPAの設備から非常時に特定負荷に電力を供給することは、非常用発電機との兼ね合いから現実的に難しい状況であることから、他の方法によることとしてください。その具体的な内容については、技術・費用の両面からご検討いただいたうえで、事業者の創意工夫によるご提案に期待しております。</p>
21	<p>仕様書4(2)コ 必要とする容量、回路数及び供給時間(帯)、特定負荷の内容等はどのようになっているか。</p>	<p>停電時には、まず非常用発電機が自動で起動します。非常用発電機が運転している間は、オンサイトPPAの太陽光発電設備からの電力供給は停止する仕組みとしてください。非常用発電機の容量は63kW、供給時間は24時間です。オンサイトPPAの太陽光発電設備による非常時対応を想定する場合は、非常用発電機が燃料切れ等で運転を停止し、電源供給が絶たれた場合の電力供給が想定されます。仕様書4(2)コの規定は、オンサイトPPA又はオフサイトPPAいずれかの設備から、非常時に何らかの形で電力供給ができるものであれば構わない趣旨であり、その具体的な内容については、技術・費用の両面からご検討いただいたうえで、事業者の創意工夫によるご提案に期待しているところです。</p>
22	<p>仕様書6(1) 設備の保安管理等について、施設の電気主任技術者が設備の保安管理を実施し、保安範囲拡大に伴う増額分を事業者が負担するという認識でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
23	<p>仕様書6(3) 余剰電力の売電にあたり、一般的に需給調整業務のコスト、インバランスコスト等の費用が発生すると認識しているが、価格9円/kWhはコストを織り込んだ価格か。コストは別途事業者に請求されるのか。</p>	<p>小売電気事業者においてインバランスコストを負担したうえで、脱炭素先行地域内の民生電力需要家に対して供給しますので、PPA事業を実施する事業者において負担する必要はありません。</p>
24	<p>仕様書6(3) 余剰電力の売電期間はPPAの契約期間と一致する認識でよいか。</p>	<p>基本的には貴見のとおりです。オンサイトPPAの場合、PPA事業を実施する事業者が発電設備の所有権を有する間は、余剰電力の全てを指定事業者に指定単価で販売していただきます。ただし、PPAの期間が、原則の17年を超える内容の企画提案となる場合には、17年を超える期間の余剰電力の取扱いについても併せて企画提案をしてください。</p>